

記入日

令和

年

月

日

住宅融資保険の利用に関する同意書
不適正な方法により借り入れた場合における違約金に関する同意書

全宅ファイナンス株式会社 御中

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込人(債務者)

氏名

印

住所

連帯債務者

氏名

印

住所

連帯保証人

氏名

印

住所

担保提供者

氏名

印

住所

申込人(連帯債務者を含みます。以下同じ。)は、全宅ファイナンス株式会社(以下「申込金融機関」といいます。)から住宅ローンの貸付け(以下「本貸付け」といいます。)を受けるに当たり、申込金融機関が本貸付けに独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の住宅融資保険を付保することに伴い、下記1から6までに記載の住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認の上、同意しました。

申込人は、借入手続の過程において、虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合、下記7のとおり機構に対して違約金を支払うことについて同意しました。

連帯保証人は、下記1、3、4、5及び6に記載の住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認の上、同意しました。また、下記7の違約金の支払いに関する事項について確認の上、同意しました。

担保提供者は、下記1、3、4、5及び6に記載された住宅融資保険の利用に関する事項の説明を受け、確認の上、同意しました。

記

1 住宅融資保険制度について(申込金融機関及び機構への同意事項)

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、住宅融資保険について、次の内容を確認しました。

- (1) 住宅融資保険とは、申込金融機関を契約者、機構を保険者とし、申込人が申込金融機関に対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められたときに、機構が申込金融機関に対し保険金を支払うものであること。
- (2) (1)の場合、保険代位するものであること。
- (3) 機構が申込金融機関に対し保険金を支払うまでは、申込人、連帯保証人及び担保提供者と機構との間に直接の契約関係は生じないものであること。
- (4) 機構が申込金融機関に対し保険金を支払った場合でも、これにより申込人及び連帯保証人の本貸付けに係る債務が消滅するものではなく、機構が引き続き当該債務の回収を行うこと。
- (5) 住宅融資保険の付保に係る保険料は、申込金融機関が機構に対し支払うものであること。

2 保険料相当金額の負担(申込金融機関への同意事項)

申込人は、申込金融機関が住宅融資保険に加入するために機構に対し支払う保険料相当額について、申込人が負担することに同意しました。

申込人が負担するに当たり、当該保険料相当額を手数料として一括で申込金融機関に支払う方法(以下「一括払い」といいます。)と、当該住宅ローンの毎月の割賦金に上乗せして支払う方法(以下「毎月払い」といいます。)が選択できること及び両者の違いを承諾の上、(一括払い・毎月払い)を選択しました。

なお、一括払いの際の手数料には消費税が加算されることを承諾しました。

また、一括払い又は毎月払いにより負担した手数料等は、年末調整における保険料控除の対象にならないことも承諾しました。

3 住宅ローンの使途及び調査への協力(申込金融機関及び機構への同意事項)

申込人は、本貸付けに係る借入金の全部を 購入・工事代金、及び付随する諸費用 のために利用します。

また、当該借入金に係る住宅に関し、申込金融機関又は機構がその使用状況等について調査する場合、申込人、連帯保証人及び担保提供者は、これに同意するとともに、当該調査に協力します。

4 保険代位後の管理回収(機構への同意事項)

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、保険代位後、機構が住宅ローン債権の管理回収業務を、債権管理回収業に関する特別措置法(平成 10 年法律第 126 号)に規定する債権回収会社に委託する場合があることを同意します。

5 本同意書の条項に不同意の場合(申込金融機関への同意事項)

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、本同意書の条項の全部又は一部に同意のない場合は、申込人が申込金融機関から本貸付けを受けることができなくなる場合があることを承諾しました。

6 問合せ窓口(申込金融機関及び機構への同意事項)

申込人、連帯保証人及び担保提供者は、本同意書に関する問合せについては申込金融機関に連絡するものとします。

お問合せ窓口

申込金融機関 全宅ファイナンス株式会社 〒101-0046 東京都千代田区神田多町二丁目3番地
Tel 03-6206-0431

7 不適正な方法により借り入れた場合における違約金の支払い(機構への同意事項)

申込人及び連帯保証人は、申込金融機関に対する借入申込みにおいて虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により本貸付けを借り入れた場合で、機構から請求を受けたときは、連帯して次の額を違約金として約定利息及び延滞損害金とは別に直ちに機構に対して支払います。

金銭消費貸借契約に規定された借入金額に、当該金銭消費貸借契約締結日から当該違約金の支払日までの期間の日数に応じ、年1.00%(年365日の日割計算)の割合を乗じて算出した額

(令和5年4月1日から適用)